

# 平成25年第4回笠松町議会臨時会会議録

平成25年11月6日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
教育文化課長 兼総合会館長	奥村智彦

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	三輪哲義
主任	林田純平

1. 議事日程（第1号）

平成25年11月6日（水曜日） 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議員派遣について

日程第5 第64号議案 笠松中学校新屋内運動場用備品の売買契約の締結について

日程第6 第65号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について

開会 午前9時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、平成25年第4回笠松町議会臨時会を開会いたしたいと思ひます。

直ちに本日の会議を開きます。

その前に、教育長がちょっとおくれしてみえるそうですので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 田島清美議員

6番 伏屋隆男議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（浅野薫夫君） おはようございます。

監査委員より、平成25年度8月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしました。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承を願ひます。

---

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（岡田文雄君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定により、お手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は、議長に委任することに決しました。

---

#### 日程第5 第64号議案及び日程第6 第65号議案について

○議長（岡田文雄君） 日程第5、第64号議案及び日程第6、第65号議案の2議案を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第64号議案 笠松中学校新屋内運動場用備品の売買契約の締結について。

平成25年10月31日地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づき、仮契約した笠松中学校新屋内運動場用備品の購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、町議会の議決を求める。平成25年11月6日提出。笠松町長 広江正明。

記、笠松中学校新屋内運動場用備品。

1. 契約の目的、笠松中学校新屋内運動場用備品。2. 契約の金額、金932万4,000円。3. 契約の相手方、岐阜県羽島郡笠松町友楽町7番地の1、株式会社 小見山家具製作所、代表取締役 小見山与志夫。

第65号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第7号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ900万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億43万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年11月6日提出。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。よろしく申し上げます。

本日、提出させていただきました案件は、笠松中学校新屋内運動場用備品の売買契約の締結

1件、平成25年度一般会計補正予算1件、以上2件でございます。

それでは、順次説明させていただきます。

まず、第64号議案。議案資料では1ページであります。あわせて御参照いただきたいと思っております。

笠松中学校新屋内運動場用備品の売買契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、売買契約の締結について町議会の議決を求めるものであります。

内容的には契約金額932万4,000円。契約の相手方は笠松町友楽町7番地の1、株式会社小見山家具製作所であります。

契約の方法でございますが、指名競争入札による入札を実施いたしまして、7社を指名いたしまして2社が辞退、入札参加は5社でありました。

納期は本契約の締結の日から平成26年3月5日までであります。ただし、建物完成後速やかに納入・設置をしていただきたいと思いますと思っています。

納入場所は笠松町弥生町4番地、笠松中学校新屋内運動場内であります。

仕様といたしますか、購入する品物数でございますが、折り畳み椅子1,000脚、会議室机22台、会議室椅子66脚、事務用机1台、事務用椅子が1脚でございます。

以上が契約案件でございます。

続きまして、第65号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回の補正額は900万2,000円の増額補正であります。

まず、歳出でございますが、4ページの中ほどに第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第4目 子育て支援推進費がございますが、これらの6月定例会において議決いただきました笠松町子ども・子育て会議条例、これに基づく笠松町子ども・子育て会議の委員数が当初より増員になったこと、それから会議の回数がふえる見込みとなったことに伴い、委員報酬を13万円、その会議賄いとして食糧費を3,000円増額させていただくものであります。

なお、子ども・子育て会議の委員は条例上は15人以内であります。今回委嘱させていただきましたのは13人でありました。このうち、二町教育委員会の学校教育課長と地域振興公社の下羽栗保育所の所長の2人につきましては、報酬の辞退がございましたので今回の補正では全体的な予算では11人分の報酬の予算措置をさせていただきます。

その下の第9款 教育費、第5項 社会教育費、第2目 公民館費でございますが、笠松中央公民館の空調設備がこの9月27日に故障いたしました。この冬に向けて、修繕等の対応をするものありますが、この空調設備は既に冷暖房機の耐用年数、一般的には15年から20年と言われておりますが、これを経過した古い機器であるため部品がなく修繕が不可能ということから、この空調機本体の入れかえを行うことに伴い、工事請負費を861万2,000円とその設計監理委託

料25万7,000円を増額するものであります。

なお、今回の補正に伴い不足する財源に前年度繰越金を充てるため、繰越金を900万2,000円増額させていただいております。

以上が補正予算でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。

これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第64号議案 笠松中学校新屋内運動場用備品の売買契約の締結についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よ

って、平成25年第4回笠松町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。

閉会 午前9時17分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成25年11月6日

議 長                    岡 田 文 雄

議 員                    伏 屋 隆 男

議 員                    田 島 清 美